別紙２

自蔵式呼吸具(安全装具用)の型式承認試験基準　新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正

自蔵式呼吸具(安全装具用)の型式承認試験基準

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第239条第1項及び第304条第1項に規定する自蔵式呼吸具の型式承認試験のための試験方法及び判定基準は、次に定めるところによる。

（略）

Ⅱ　製品試験

試験方法			判定基準			備考
1		外観・構造検査	1			
	1	構造、材料、寸法等を仕様書又は図面と照合して確認する。		1	仕様書又は図面どおりであること。	(1)皮膚に対する有害な突起物がないこと。 (2)皮膚に接触する部分の構造及び材料は洗流しにより汚染の除去をなしうるものであること。その他の部分は拭取り等により汚染の除去をなしうるものであること。 (3)名称、型式、製造者名、製造番号、製造年月、用途、面体の圧力方式及び注意事項が表示されていること。 (4)高圧空気容器については、高圧ガス取締法第44条第1項の容器検査に合格したものであること。

（略）

現行

自蔵式呼吸具(安全装具用)の型式承認試験基準

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第239条第1項及び第304条第1項に規定する自蔵式呼吸具の型式承認試験のための試験方法及び判定基準は、次に定めるところによる。

（略）

Ⅱ　製品試験

試験方法			判定基準			備考
1		外観・構造検査	1			
	1	構造、材料、寸法等を仕様書又は図面と照合して確認する。		1	仕様書又は図面どおりであること。	(1)皮膚に対する有害な突起物がないこと。 (2)皮膚に接触する部分の構造及び材料は洗流しにより汚染の除去をなしうるものであること。その他の部分は拭取り等により汚染の除去をなしうるものであること。 (3)名称、型式、製造者名、製造番号、製造年月、用途及び注意事項が表示されていること。 (4)高圧空気容器については、高圧ガス取締法第44条第1項の容器検査に合格したものであること。

（略）